

# 実 技 試 験

## ☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成26年4月1日現在施行の法令等に基づいて、解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.<sup>5</sup>万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは「関連業法」を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）弁護士資格を有していないFP（遺言者や公証人と利害関係はない）が、顧客から依頼され、公正証書遺言の証人となった。
- （イ）保険募集人の登録をしていないFPが、変額個人年金保険の商品概要について説明を行った。
- （ウ）司法書士資格を有していないFPが、顧客の任意後見人となる契約を締結した。
- （エ）税理士資格を有していないFPが、無料相談会において、相談者の具体的な納税額計算等の税務相談を行った。

問2

消費者保護に係る法律に関する下表の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び記入した場合の、その番号の組み合わせとして、正しいものはどれか。

状況	適用される法律とその内容	
金融商品を販売する業者が、重要事項について事実と異なることを告げ、顧客が誤認して契約した	（ア）法	（イ）
金融商品を販売する業者が、顧客に対して説明すべき重要事項を説明せず、顧客に損害が発生した	（ウ）法	（エ）

<語群>

1. 金融商品販売            2. 消費者契約  
 3. 契約を取り消すことができる        4. 損害賠償請求ができる

1. (ア) 2    (イ) 4    (ウ) 1    (エ) 3  
 2. (ア) 1    (イ) 3    (ウ) 2    (エ) 4  
 3. (ア) 2    (イ) 3    (ウ) 1    (エ) 4  
 4. (ア) 1    (イ) 4    (ウ) 2    (エ) 3

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

個人向け国債の概要を示した下記＜資料＞の空欄（ア）～（エ）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

＜資料＞

償還期限	10年	5年	3年
発行体	(ア)		
利払い	(イ)ごとに1回		
金利タイプ	変動金利	(ウ)金利	固定金利
金利設定方法	基準金利×0.66%	基準金利－0.05%	基準金利－0.03%
金利の下限	(エ)%		
購入単位	1万円以上1万円単位		
中途換金	原則として発行後1年経過すれば可能 ただし、直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685が差し引かれる		
発行月 (発行頻度)	毎月(年12回)		

1. 空欄（ア）にあてはまる語句は、「日本銀行」である。
2. 空欄（イ）にあてはまる語句は、「1年」である。
3. 空欄（ウ）にあてはまる語句は、「固定」である。
4. 空欄（エ）にあてはまる数値は、「0.01」である。

問4

下記＜資料＞の債券を発行日から1年後に額面100万円分取得し、その後償還期限まで保有した場合における最終利回り（単利・年率）を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

＜資料＞

表面利率	: 年1.0%
額面	: 100万円
買付価格	: 額面100円につき99.00円
発行価格	: 額面100円につき100.00円
償還までの残存年数	: 3年





【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

下記<資料>は、中古マンションについての新聞の折込み広告（抜粋）である。この広告の内容等に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

売マンション	眺望、住環境良好！
<b>【物件概要】</b>	
所在地	：東京都◇◇区□□4丁目
交通	：〇〇線△△駅から徒歩12分
用途地域	：準工業地域
販売価格	：4,480万円（消費税込み）
階／階建て	：4階／9階
専有面積	：71.14m <sup>2</sup> （壁芯）
バルコニー面積	：10.52m <sup>2</sup>
管理費（月額）	：14,500円
修繕積立金（月額）	：10,250円
間取り	：2LDK
構造	：鉄筋コンクリート造9階建
土地の権利	：所有権
築年月	：平成7年10月
総戸数	：90戸
設備	：都市ガス・公営水道・本下水
現況	：居住中
取引態様	：専属専任媒介
TA不動産 東京都知事（2）第▽▽▽▽▽号 TEL：03-××××-××××	

（ア）〇〇線△△駅から物件までの道路距離は、880m超960m以下である。

（イ）この物件がある用途地域内には、建築基準法上、幼稚園や小学校を建築することができる。

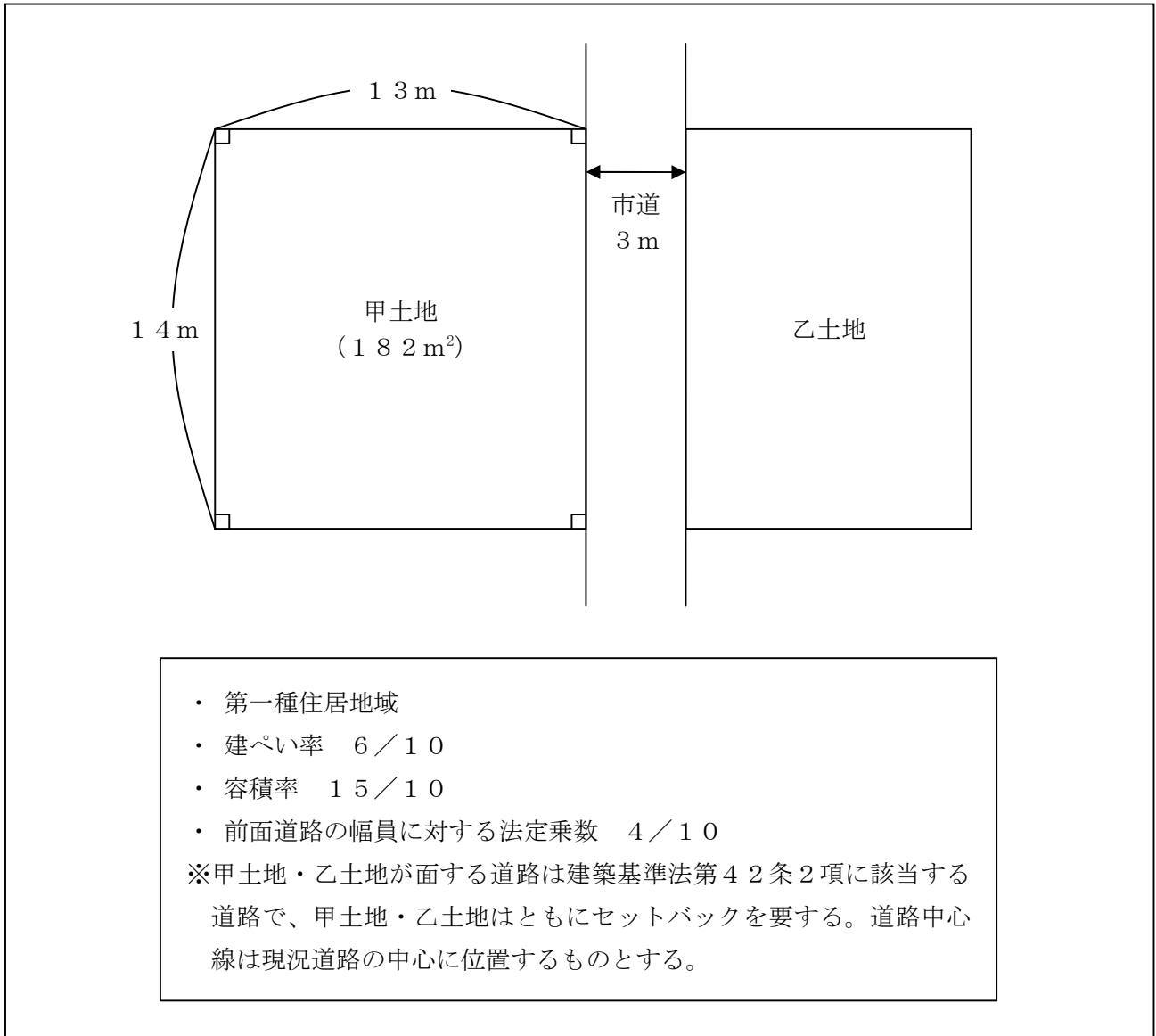
（ウ）この物件を購入する場合、通常、宅地建物取引業者に媒介業務に係る報酬（仲介手数料）を支払う。

（エ）この広告では物件の専有面積は壁芯面積で記載されているが、これは、登記簿上の面積より小さい。

問 8

建築基準法に従い、下記<資料>の甲土地に建物を建てる場合の建築面積の最高限度として、正しいものはどれか。なお、<資料>に記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<資料>



1. 109.2 m<sup>2</sup>
2. 105.0 m<sup>2</sup>
3. 100.8 m<sup>2</sup>
4. 70.0 m<sup>2</sup>



### 問9

贈与税の配偶者控除に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値または語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

贈与税の配偶者控除の適用を受けると、一定の要件を満たす夫婦間の贈与について、その贈与を受けた財産の価格から、贈与税の基礎控除110万円のほかに、最高2,000万円まで控除することが可能である。

適用を受けるための主な要件として、「夫婦の婚姻期間が（ア）年以上であること」、「配偶者から贈与された財産が、自分が住むための国内の居住用不動産（居住用不動産を取得するための金銭を（イ））であること」、「贈与を受けた年の（ウ）までに、その取得した居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること」等がある。

<語群>

- |           |            |             |
|-----------|------------|-------------|
| 1. 15     | 2. 20      | 3. 25       |
| 4. 含む     | 5. 除く      |             |
| 6. 12月31日 | 7. 翌年3月15日 | 8. 翌年12月31日 |

### 問10

下記<資料>は、投資用マンションについての概要である。この物件の実質利回り（年率）として、正しいものはどれか。なお、下記に記載のない事項については一切考慮しないこととし、計算結果については小数点以下第3位を四捨五入すること。

<資料>

- ・ 購入費用総額：1,750万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額）
- ・ 想定される賃料（月額）：90,000円
- ・ 運営コスト（月額）：管理費等 10,000円  
家賃代行手数料 月額賃料の5%
- ・ 想定される固定資産税（年額）：60,000円

1. 4.83%
2. 5.18%
3. 5.83%
4. 6.17%

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。


問11

杉野浩一郎さん（42歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ、特約は自動更新されているものとし、浩一郎さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

定期保険特約付終身保険			
保険証券記号番号 ××-××××××			
保険契約者	杉野 浩一郎 様	保険契約者印	◇契約日 平成14年10月1日  ◇主契約の保険期間 終身  ◇主契約の保険料払込期間 30年間  ◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新)
被保険者	杉野 浩一郎 様 昭和47年7月1日生 男性		
受取人	死亡保険金 杉野 奈津美 様 (妻)	受取割合 10割	
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
終身保険金額（主契約保険金額） 300万円 定期保険特約保険金額 2,000万円 三大疾病保障定期保険特約保険金額 300万円 傷害特約保険金額 500万円 災害入院特約 入院5日目から 日額 5,000円 疾病入院特約 入院5日目から 日額 5,000円 （*約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。） 生活習慣病入院特約 入院5日目から 日額 5,000円		毎回 △△△△円  [保険料払込方式]  月払い	
*入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。			

<資料／保険証券2>

終身ガン保険		保険証券記号番号 ○○-○○○○○	
保険契約者	杉野 浩一郎 様	保険契約者印 	◇契約日 平成10年2月1日
被保険者	杉野 浩一郎 様 昭和47年7月1日生 男性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	給付金 被保険者 様 死亡給付金 杉野 奈津美 様(妻)		受取割合 10割
◇ご契約内容			◇お払い込みいただく合計保険料
ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	100万円	毎回 ××××円
ガン入院給付金	1日目から	日額 1万円	
ガン手術給付金	1回につき	20万円	[保険料払込方式] 月払い
死亡給付金	ガンによる死亡	20万円	
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円	

- ・ 浩一郎さんが現時点（42歳）で、糖尿病と診断され55日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 浩一郎さんが現時点（42歳）で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 浩一郎さんが現時点（42歳）で、初めて大腸ガン（悪性新生物）と診断され25日間入院し、給付倍率40倍の手術（1回）を受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

問 1 2

室井武史さんが平成26年中に支払う予定の生命保険料等は下記<資料>のとおりである。室井さんの平成26年分の所得税の計算における生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、下記<資料>の保険について、これまでに契約内容の変更は行われていないものとする。

<資料>

<p>[終身保険 (無配当)]</p> <p>契約日 : 平成22年3月1日</p> <p>保険契約者: 室井 武史</p> <p>被保険者 : 室井 武史</p> <p>死亡保険金受取人: 室井 幸子 (妻)</p> <p>平成26年の年間支払保険料: 102,000円</p>	<p>[個人年金保険 (税制適格特約付)]</p> <p>契約日 : 平成25年12月1日</p> <p>保険契約者: 室井 武史</p> <p>被保険者 : 室井 武史</p> <p>年金受取人: 室井 武史</p> <p>平成26年の年間支払保険料: 120,000円</p> <p>平成26年の配当金: なし</p>
--	---

【参考：所得税の生命保険料控除額の速算表】

<平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額>

[一般生命保険料控除、個人年金保険料控除]

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

<平成24年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額>

[一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除]

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 50,000円
2. 80,000円
3. 90,000円
4. 100,000円

### 問 1 3

芦屋純一さんが加入している下記<資料>の終身保険に関する次の(ア)～(ウ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、保険料負担者は純一さんであり、父の正男さんから生前贈与を受けた資金から保険料を支払っている。

<資料>

[終身保険]

保険契約者 : 芦屋 純一

被保険者 : 芦屋 正男

死亡保険金受取人 : 芦屋 純一

- (ア) 正男さんが死亡して純一さんが受け取る死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
- (イ) 純一さんが死亡して契約者変更を行った場合、相続開始時における解約返戻金相当額が相続税の課税対象となる。
- (ウ) 支払保険料について、正男さんが生命保険料控除の適用を受けることはできない。

### 問 1 4

地震保険に関する次の記述の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 地震保険の保険金額は、居住用建物ならびに家財ごとに火災保険の保険金額の(ア)の範囲で設定するが、建物は5,000万円、家財は(イ)円が上限となる。
- ・ 支払われる保険金は、保険の対象である建物・家財の損害に応じて、全損の場合は保険金額の100%、半損の場合は保険金額の50%、一部損の場合は保険金額の(ウ)となる。ただし、いずれも時価を上限とする。
- ・ 地震による地盤の液状化で住宅が傾いた場合は、補償の対象と(エ)。

1. (ア) 30%～50% (イ) 1,000万 (ウ) 5% (エ) なる
2. (ア) 50%～80% (イ) 1,000万 (ウ) 10% (エ) ならない
3. (ア) 50%～80% (イ) 2,500万 (ウ) 10% (エ) なる
4. (ア) 30%～50% (イ) 2,500万 (ウ) 5% (エ) ならない

【第5問】下記の（問15）～（問17）について解答しなさい。

問15

会社員の川久保義孝さんが、平成26年中に支払った医療費が下記＜資料＞のとおりである場合、川久保さんの平成26年分の所得税の確定申告における医療費控除の金額として、正しいものはどれか。  
なお、川久保さんの平成26年中の所得は給与所得346万円のみであり、妻は同一生計である。また、保険金等により補てんされる金額はないものとする。

＜資料＞

支払月	医療等を受けた人	医療機関等	内容	金額
5月	本人	A歯科医院	虫歯治療	80,000円
6月	妻	B病院	人間ドック（注1）	30,000円
7月	本人	B病院	人間ドック（注2）	50,000円
8月	本人	B病院	通院（注3）	18,000円

（注1）妻は、人間ドックの結果、異常はなかった。

（注2）川久保さんは、人間ドックの結果病気が判明し、引き続き治療のために通院することになった。

（注3）人間ドックで判明した病気の治療のための通院である。

1. 48,000円
2. 78,000円
3. 148,000円
4. 178,000円

### 問 16

西里さん（45歳）は個人で美容室を営む自営業者（青色申告者）である。平成26年分の西里さんの美容室の売上高等が下記＜資料＞のとおりである場合、西里さんの平成26年分の所得税における事業所得に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

＜資料＞

（1）売上高	21,300,000円
（2）売上原価	2,343,000円
（3）必要経費	9,162,000円
（4）青色事業専従者給与	4,200,000円

※青色事業専従者給与は西里さんの妻（43歳）に対して支払われたものであり、この金額は（3）の必要経費には含まれていない。

※西里さんは、青色申告特別控除（650,000円）の適用を受ける要件を満たしている。

- （ア）西里さんの妻に対する青色事業専従者給与（4,200,000円）は、事業所得を計算する際、必要経費（9,162,000円）とは別に売上高から控除する。
- （イ）西里さんは妻に対して青色事業専従者給与を支給しているが、西里さんが確定申告をする際、妻は配偶者控除の対象となる。
- （ウ）西里さんが必要経費を計算する際、平成26年中に使用した水道光熱費や通信費などは、年末に未払いとなっているものであっても必要経費に含める。
- （エ）事業所得の計算の基になった現金出納帳や請求書などの資料は、確定申告が終わったらすぐに処分してもよい。

### 問 17

個人住民税（所得割）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 給与所得者の納付方法は、毎月の給与から個人住民税が徴収される普通徴収という方法である。
2. 平成25年分の所得税額で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額は、個人住民税額から一切控除することはできない。
3. 個人住民税は所得に応じて税率が変化する累進税率である。
4. 個人住民税の基礎控除の額は、所得税の基礎控除の額と異なり33万円である。

【第6問】下記の（問18）～（問21）について解答しなさい。

問18

下記<資料>は、増田幸一さんが作成した自筆証書遺言である。自筆証書遺言に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

遺言書

遺言者 増田幸一は次のとおり遺言をする。

第1条 遺言者に属する財産のうち、長男 増田正和 に以下の不動産を相続させる。

1 土地

所 在 千葉県〇〇市△△2丁目

地 番 12番8

地 目 宅地

地 積 104m<sup>2</sup>

2 家屋

所 在 千葉県〇〇市△△2丁目12番地8

家屋番号 12番8

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 50m<sup>2</sup>

2階 49m<sup>2</sup>

第2条 遺言者に属する財産のうち、二男 増田裕也 には、第1条記載の財産を除く一切の財産を相続させる。

第3条 千葉県〇〇市△△3丁目9番1号弁護士 大久保健二 を遺言執行者に指定する。

平成26年1月1日

千葉県〇〇市△△2丁目5番6号

遺言者 増田 幸一



（ア）自筆証書遺言は、作成年月日を「平成26年1月吉日」と記載すると無効となる。

（イ）自筆証書遺言は、相続人の遺留分を侵害する内容であっても有効である。

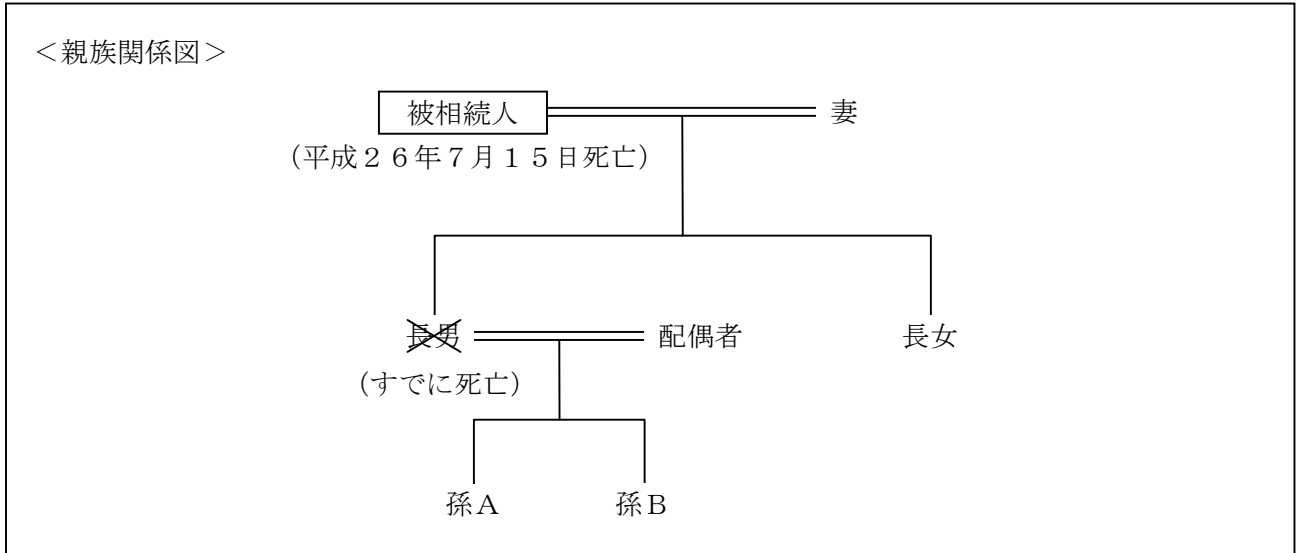
（ウ）自筆証書遺言に押印する場合は、遺言者本人の実印でなければならないが、認印による場合は無効となる。

（エ）自筆証書遺言は、署名・押印があれば、全文パソコンで作成したものでも有効である。



問 19

下記の〈親族関係図〉の場合において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。



[相続人の法定相続分]

- ・ 被相続人の妻の法定相続分は ( ア )
- ・ 被相続人の長女の法定相続分は ( イ )
- ・ 被相続人の孫Aの法定相続分は ( ウ )

〈語群〉

なし	1/2	1/3	1/4	1/6	1/7
1/8	1/12	2/3	3/4		

## 問20

沼田さんは、弁護士の松尾さんに相続の承認や放棄等について質問した。下記の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

沼田さん：「相続人は、相続するかどうかの意思決定をいつ、どのように行う必要があるのでしょうか。」

松尾さん：「相続人は、相続の開始があったことを知った日から（ア）以内に、単純承認、限定承認、相続放棄のうちいずれかを選ぶことができます。（ア）以内に限定承認も相続放棄もしない場合は、単純承認したものとみなされます。」

沼田さん：「限定承認や相続放棄をする場合には、どのような手続きが必要になるのでしょうか。」

松尾さん：「（イ）にその旨の申述を行います。相続放棄は各相続人が単独で申述することができますが、限定承認は相続人全員で申述しなければなりません。」

沼田さん：「相続人が相続権を失うことはあるのでしょうか。」

松尾さん：「はい。欠格や廃除によって相続権を失うことがあります。」

沼田さん：「欠格、廃除によって相続権を失った場合や相続放棄をした場合、その者の子が代襲相続するのでしょうか。」

松尾さん：「（ウ）の場合には、代襲相続できません。」

### <語群>

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1. 3ヵ月   | 2. 4ヵ月   | 3. 10ヵ月   |
| 4. 家庭裁判所 | 5. 地方裁判所 | 6. 所轄税務署長 |
| 7. 欠格    | 8. 廃除    | 9. 相続放棄   |

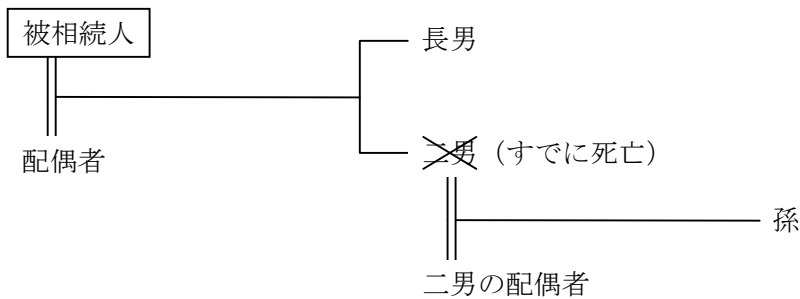
問 2 1

下記の相続事例（平成26年8月5日相続開始）における相続税の課税価格の合計額として、正しいものはどれか。

＜課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額＞

土地	: 4,000万円（小規模宅地等の評価減特例適用後：800万円）
建物	: 1,000万円
現預金	: 4,500万円
死亡保険金	: 1,500万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）
債務および葬式費用	: 500万円

＜相続人関係図＞



※小規模宅地等の評価減特例の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もない。

1. 5,800万円
2. 7,300万円
3. 9,000万円
4. 10,500万円

【第7問】下記の（問22）、（問23）について解答しなさい。

＜横川家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
横川 達也	本人	昭和47年 6月 5日	会社員
保奈美	妻	昭和48年 9月24日	パート勤務
美優	長女	平成14年10月12日	小学生
聖眞	長男	平成17年 8月 1日	小学生

＜横川家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			現在	1年	2年	3年	4年
西暦(年)			2014	2015	2016	2017	2018
平成(年)			26	27	28	29	30
家族構成/ 年齢	横川 達也	本人	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳
	保奈美	妻	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳
	美優	長女	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
	聖眞	長男	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
ライフイベント				美優 中学入学	海外旅行		美優 高校入学 聖眞 中学入学
	変動率						
収入	給与収入(夫)	1%		564			581
	給与収入(妻)	—	100	100	100	100	100
	収入合計	—		664			681
支出	基本生活費	2%	272			(ア)	
	住居費	—	137	137	137	137	137
	教育費	2%					
	保険料	—	36	36	36	36	36
	一時的支出	—			120		
	その他支出	—					
	支出合計	—	522	629	758	647	
年間収支			—	136	35	▲89	
金融資産残高			1%	627	(イ)		

※年齢は各年12月31日現在のものとし、平成26年を基準年とする。

※給与収入は手取り額で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としてある。

## 問 2 2

横川家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

## 問 2 3

横川家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

【第8問】下記の（問24）～（問26）について解答しなさい。

<設例>

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

[係数早見表（年利2.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.020	0.980	1.000	1.020	1.000	0.980
2年	1.040	0.961	0.495	0.515	2.020	1.942
3年	1.061	0.942	0.327	0.347	3.060	2.884
4年	1.082	0.924	0.243	0.263	4.122	3.808
5年	1.104	0.906	0.192	0.212	5.204	4.713
6年	1.126	0.888	0.159	0.179	6.308	5.601
7年	1.149	0.871	0.135	0.155	7.434	6.472
8年	1.172	0.853	0.117	0.137	8.583	7.325
9年	1.195	0.837	0.103	0.123	9.755	8.162
10年	1.219	0.820	0.091	0.111	10.950	8.983
15年	1.346	0.743	0.058	0.078	17.293	12.849
20年	1.486	0.673	0.041	0.061	24.297	16.351
25年	1.641	0.610	0.031	0.051	32.030	19.523
30年	1.811	0.552	0.025	0.045	40.568	22.396

※記載されている数値は正しいものとする。

#### 問 2 4

井上さんは、住宅購入資金として、これから毎年年末に1回ずつ一定金額を積み立てて、10年後に1,000万円を準備したいと考えている。年利1.0%で複利運用するとした場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

#### 問 2 5

成田さんは、老後の生活資金の一部として、毎年年末に100万円を受け取りたいと考えている。受取り期間を25年間とし、年利1.0%で複利運用するとした場合、受取り開始年の初めにいくら資金があればよいか。

#### 問 2 6

香川さんは、今年の初めに2,000万円の資金を有しており、これを10年間、年利2.0%で複利運用しながら、毎年年末に1回、均等に受け取りたいと考えている。この場合、毎年受け取ることができる金額はいくらになるか。

【第9問】下記の（問27）～（問33）について解答しなさい。

<設例>

会社員の布施敏郎さんと妻の幸恵さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある谷口さんに相談した。なお、下記のデータはいずれも平成26年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
布施 敏郎	本人	昭和45年8月22日	44歳	会社員（正社員）
幸恵	妻	昭和49年3月10日	40歳	パート勤務
萌花	長女	平成10年1月9日	16歳	高校生
雅人	長男	平成14年6月19日	12歳	小学生

[収入金額（平成25年）]

敏郎さん：給与収入850万円（手取り）。敏郎さんに給与収入以外の収入はない。

幸恵さん：給与収入125万円（手取り）。幸恵さんに給与収入以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

敏郎さん名義

銀行預金（普通預金） 300万円

銀行預金（定期預金） 150万円

財形年金貯蓄 50万円

幸恵さん名義

銀行預金（普通預金） 100万円

[住宅ローン]

債務者：敏郎さん

借入先：P X銀行

借入時期：平成20年1月

借入金額：3,000万円

返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）

金利：固定金利（年2.50%）

返済期間：30年間



[保険]

定期保険A：保険金額4,000万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は敏郎さんである。

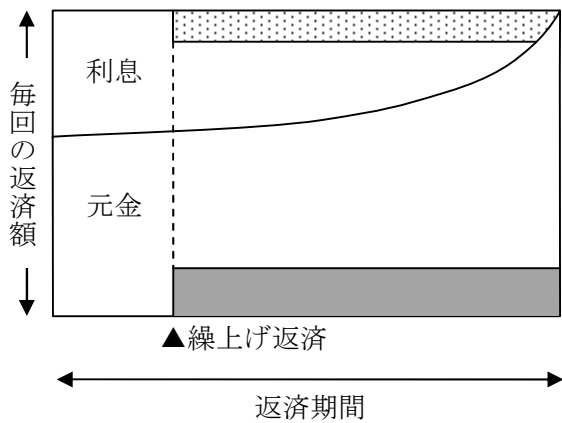
医療保険B：入院給付金日額5,000円。保険契約者（保険料負担者）は敏郎さん、被保険者は幸恵さんである。

火災保険C：保険金額1,500万円。住宅購入の際に加入しており、保険契約者は敏郎さんである。

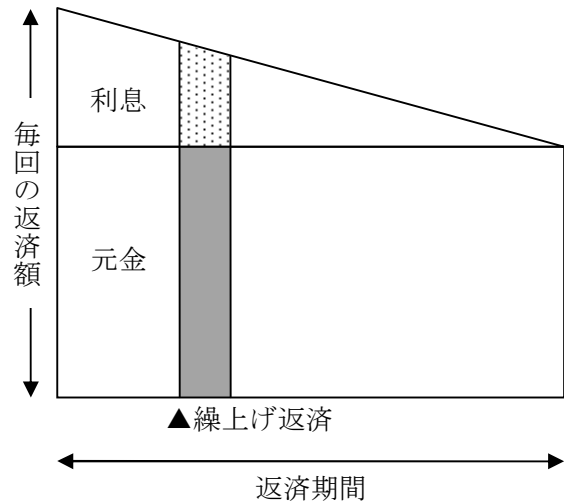
問 27

F Pの谷口さんは、住宅ローンの繰上げ返済について敏郎さんから質問を受け、イメージ図を使ってその仕組みを説明した。敏郎さんの住宅ローンの一部を「期間短縮型」で繰上げ返済した場合のイメージ図として、最も適切なものはどれか。なお、繰上げ返済は元金部分に充当するものとし、図の網掛け部分(■、▨)は繰上げ返済する元金部分または軽減される利息部分を表している。

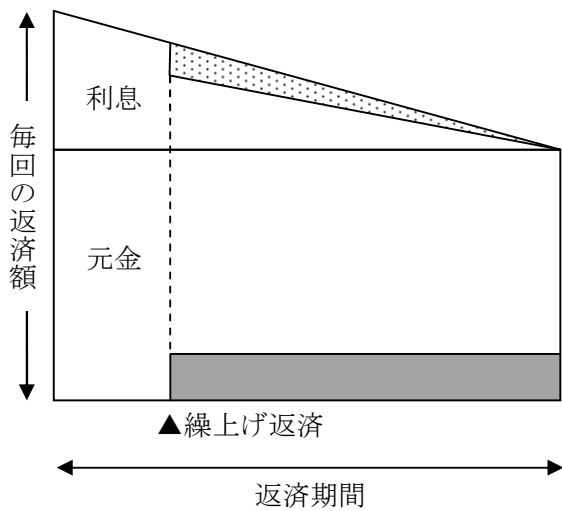
1.



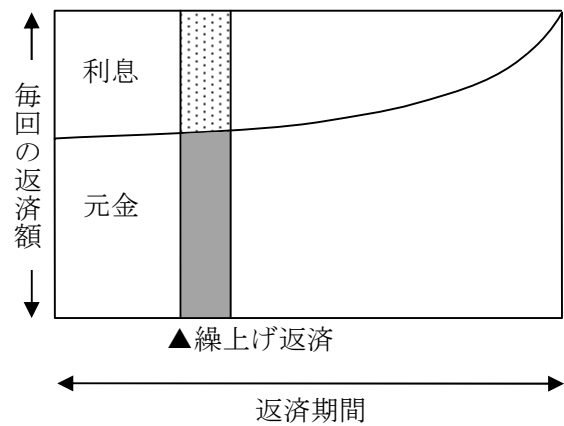
2.



3.



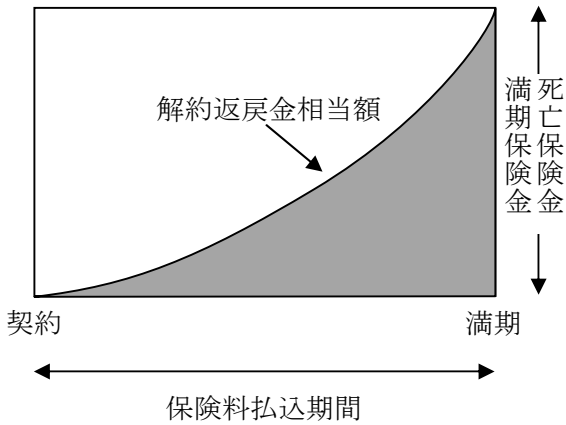
4.



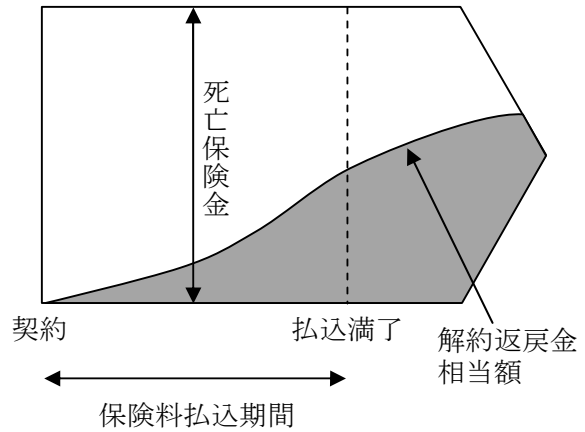
問 28

敏郎さんは、生命保険の解約返戻金について、FPの谷口さんに質問した。谷口さんが、生命保険の解約返戻金相当額について説明する際に使用した下記のイメージ図のうち、敏郎さんが契約している定期保険の解約返戻金相当額の推移に係るイメージ図を選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、下記のイメージ図は、定期保険、終身保険、養老保険、定額個人年金保険のいずれかである。

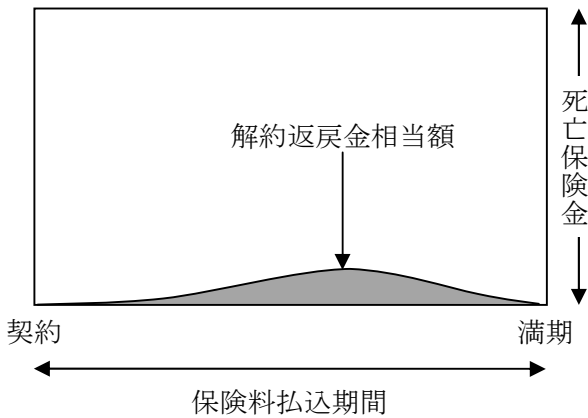
1.



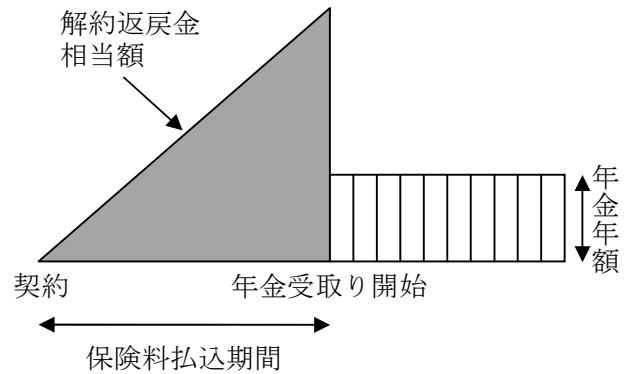
2.



3.



4.



問 29

敏郎さんは、契約している医療保険に付帯されている先進医療保障特約について、FPの谷口さんに質問した。先進医療に係る費用に関する次の(ア)、(イ)の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

	公的医療保険の高額療養費	医療費控除
先進医療の技術料	(ア)	(イ)

(ア) 先進医療の技術料(通常の治療と共通する基礎的部分以外の費用)は、公的医療保険の高額療養費の対象外である。

(イ) 先進医療の技術料(通常の治療と共通する基礎的部分以外の費用)は、医療費控除の対象外である。

1. (ア) および (イ) はともに適切。
2. (ア) は適切であるが、(イ) は不適切。
3. (イ) は適切であるが、(ア) は不適切。
4. (ア) および (イ) はともに不適切。

問 30

NISA(少額投資非課税制度)の開始に伴い、敏郎さんは、ETF(上場投資信託)や投資信託の購入を検討しており、FPの谷口さんに質問した。谷口さんが金融商品等について説明する際に使用した下表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

	ETF	株式投資信託	公社債投資信託
NISAによる非課税の対象	対象になる	(ア)	対象にならない
上場・非上場	証券取引所に上場	(イ)	非上場
指値注文	できる	(ウ)	できない

1. (ア) 対象になる      (イ) 非上場      (ウ) できない
2. (ア) 対象になる      (イ) 証券取引所に上場      (ウ) できる
3. (ア) 対象にならない      (イ) 非上場      (ウ) できる
4. (ア) 対象にならない      (イ) 証券取引所に上場      (ウ) できない

### 問3 1

幸恵さんは、敏郎さんが万一死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの谷口さんに質問した。仮に、敏郎さんが在職中の現時点（44歳）で死亡した場合、敏郎さんの死亡時点において幸恵さんに支給される遺族基礎年金の子の加算額（平成26年度価額）として、正しいものはどれか。なお、敏郎さんは大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとし、記載以外の遺族基礎年金の受給要件はすべて満たしているものとする。

1. 74,100円
2. 74,100円×2人
3. 222,400円+74,100円
4. 222,400円×2人

### 問3 2

敏郎さんは老齢厚生年金に加算される配偶者加給年金額について、FPの谷口さんに質問した。配偶者加給年金額の加算要件などに関する谷口さんの次の説明の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

「老齢厚生年金の配偶者加給年金額は、年金額の計算の基礎となる被保険者期間が原則として（ア）ある場合、受給権取得当時などに受給権者によって生計を維持していた（イ）未満の配偶者があるときに加算されます。ただし、加給対象の配偶者が一定の年金を受けられる間は支給停止されます。

なお、生計を維持していた配偶者とは、受給権者と同一生計であって、かつ、年間収入が将来にわたって850万円未満であると認められる人です。

また、受給権者が昭和9年4月2日以後生まれであるときは、配偶者加給年金額に（ウ）の生年月日に応じた特別加算があります。」

#### <語群>

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 15年以上 | 2. 20年以上 | 3. 25年以上 |
| 4. 55歳   | 5. 60歳   | 6. 65歳   |
| 7. 配偶者   | 8. 受給権者  |          |

### 問 3 3

幸恵さんは、30年間勤めてきた会社をまもなく退職する父の功一さん（63歳）の今後の公的医療保険について、FPの谷口さんに相談した。下記＜資料＞に係る退職後の公的医療保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、功一さんは現在、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である。

＜資料＞

[退職後の公的医療保険の選択]

- ・ 正社員として再就職する ————— 再就職先の健康保険に加入する
  
  - ・ 再就職をしないまたは  
短時間勤務で再就職する ————
- ① 協会けんぽの任意継続被保険者になる
  - ② 家族の健康保険の被扶養者になる
  - ③ 国民健康保険に加入する

1. 再就職をしないで①を選択する場合、加入の申出は退職日の翌日（資格喪失日）から10日以内に行う必要がある。
2. 再就職をしないで②を選択する場合、一定の年収要件等を満たしていれば、原則として70歳に達するまで被扶養者とされる。
3. 再就職をしないで③を選択する場合、保険料は退職時（資格喪失時）の標準報酬月額に保険料率を乗じて算出される。
4. 再就職をしないで①～③のいずれを選択しても、医療費の自己負担割合は、原則として70歳に達するまで3割である。



【第10問】下記の（問34）～（問40）について解答しなさい。

<設例>

J M株式会社の会社員である羽田博之さんは、定年後の生活のことなどについて、FPで税理士でもある明石さんに相談した。なお、下記のデータはいずれも平成26年9月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
羽田 博之	本人	昭和32年8月26日	57歳	会社員
和子	妻	昭和32年5月19日	57歳	会社員
智之	長男	平成 8年4月18日	18歳	高校生

II. 羽田家（博之さんと和子さん）の財産の状況

<資料1：保有資産（時価）>

（単位：万円）

	博之	和子
金融資産 預貯金等	2,640	1,080
生命保険（解約返戻金相当額）	<資料3>を参照	<資料3>を参照
不動産 土地（自宅敷地） 建物（自宅）	注1を参照 注1を参照	注1を参照 注1を参照
その他（動産等）	320	150

注1：土地および建物については、博之さんが80%、和子さんが20%の持分を所有している。  
なお、土地の時価は合計3,600万円、建物の時価は合計800万円である。

<資料2：負債残高>

住宅ローン：853万円（債務者は博之さん。団体信用生命保険付き）

<資料3：生命保険>

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	保険金額	解約返戻金 相当額
定期保険A （グループ保険）	博之	博之	和子	2,000	—
養老保険B	博之	博之	和子	400	385
養老保険C	博之	博之	和子	500	480
終身保険D	和子	和子	博之	300	280

注2：養老保険B、養老保険Cおよび終身保険Dについては、加入時に保険料を一時払いしている。

注3：解約返戻金相当額は、現時点（平成26年9月1日）で解約した場合の金額である。

注4：すべての契約について、保険契約者が保険料を負担している。

注5：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

III. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。



問34

F Pの明石さんは、まず現時点（平成26年9月1日時点）における羽田家（博之さんと和子さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

<羽田家（博之さんと和子さん）のバランスシート>

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	負債合計	×××
不動産			
土地（自宅敷地）	×××	[純資産]	（ア）
建物（自宅）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

### 問35

博之さんは、先月GS銀行の外貨定期預金キャンペーンを利用して外貨定期預金へ預入れをした。下記<資料>に基づく、博之さんの外貨定期預金の満期時の円ベースでの税引後利回り（年率）として、正しいものはどれか。

<資料>

[GS銀行の外貨定期預金キャンペーン]

外貨定期預金の預入時に限り、為替手数料を50銭優遇する。

※通常の為替手数料は各1.00円。

[博之さんの外貨定期預金預入時の条件]

預入金額：20,000米ドル

預入期間：3ヵ月間

預金金利：年1.00%

預入時為替レート（TTMレート）：100.00円

満期時為替レート（TTMレート）：100.00円

[計算に際しての留意点]

- ・ 利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月割りで計算すること。
- ・ 利息に対する税金の計算に際しては、計算の便宜上、外貨建ての利息額の20%が所得税および住民税として源泉徴収されるものとする。また、為替差益に対する税金については考慮しないものとし、復興特別所得税についても考慮しないものとする。
- ・ 計算過程においては、小数点以下第5位を四捨五入し、解答に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入すること。

1. ▲2.82%
2. ▲3.19%
3. ▲4.99%
4. ▲5.18%

問36

博之さんは定年退職時（60歳時）に、現在勤務しているJM社から退職一時金を受け取る予定である。博之さんの退職に係るデータが下記＜資料＞のとおりである場合、博之さんの退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。

＜資料＞

退職一時金の金額：1,920万円

JZ社における勤続期間：昭和55年4月1日入社 昭和58年6月30日退職

JM社における勤続期間：昭和58年7月1日入社 平成29年8月31日退職（予定）

※JZ社とJM社との間に資本関係等は一切ない。

※障害者になったことに基因する退職ではない。

1. 0円
2. 35万円
3. 70万円
4. 140万円

問 37

博之さんは、JM社を60歳で定年退職した後、継続して嘱託社員として65歳まで働き、63歳からは報酬比例部分相当の老齢厚生年金を受給する予定である。博之さんの平成33年中（64歳到達年）の収入等が下記のとおりである場合、博之さんの平成33年分の所得税における総所得金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記の速算表をそれぞれ使用すること。

<博之さんの平成33年中の収入等>

給与収入：年間300万円
報酬比例部分相当の老齢厚生年金：年間78万円
※報酬比例部分相当の老齢厚生年金の金額は、在職老齢年金制度による支給停止額を控除した後の金額である。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	収入金額× 5%+170万円
1,500万円 超		245万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円 未満	70万円
	130万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

1. 186万円
2. 192万円
3. 194万円
4. 200万円

問38

和子さんは、老齢年金（公的年金）の受給手続きなどについて詳しく知りたいと思っている。下記<資料>に基づく次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

[老齢年金の支給イメージ図（女性：昭和29年4月2日～昭和33年4月1日生まれ）]

60歳 ▼	65歳 ▼	
① 報酬比例部分相当の老齢厚生年金	② 老齢厚生年金	
		② 老齢基礎年金

[和子さんの公的年金加入歴等]

昭和52年5月～平成2年4月：国民年金の保険料納付済期間（156月）

平成2年5月～平成13年3月：国民年金の第3号被保険者期間（131月）

平成13年4月～平成29年4月：厚生年金保険の被保険者期間（193月）

※和子さんと博之さんは平成2年5月に結婚した。また、博之さんは大学卒業後の22歳から現在まで継続して厚生年金保険に加入している。

※上記以外に公的年金加入期間はないものとする。

- （ア）和子さんの①の年金は、60歳の誕生日の前日に受給権が発生し、60歳の誕生日の3ヵ月前から請求できる。
- （イ）和子さんが68歳時に①および②の年金を請求した場合、さかのぼって受給できる年金は請求前の3年間分とされる。
- （ウ）年金は、原則として年6回、2ヵ月分ずつ支払われる。

問39

和子さんは、平成26年8月中に病気療養のため休業した日がある。FPの明石さんが下記<資料>に基づいて計算した、和子さんに支給される傷病手当金の額として、正しいものはどれか。なお、和子さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であり、記載以外の受給要件はすべて満たしている。

<資料>

[和子さんの8月中の勤務状況] 休：休業した日									
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	
出勤	休	休	休	休	休	出勤	休	休	

▲  
休業開始日

[和子さんのデータ]

- ・ 標準報酬月額：360,000円
- ・ 上記の休業した日について、給与の支給はない。
- ・ 上記以外の日については、通常どおり出勤している。

[傷病手当金の1日当たりの支給額]

標準報酬日額（標準報酬月額÷30）×2/3

1. 8,000円
2. 16,000円
3. 32,000円
4. 56,000円

問 4 0

博之さんは、再雇用制度を利用して60歳の定年後も引き続き今の会社で働くことも考えており、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金について、FPの明石さんに質問した。高年齢雇用継続基本給付金の概要に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般被保険者または高年齢継続被保険者であること。</li> <li>・ 算定基礎期間に相当する期間が（ア）あること。</li> <li>・ 原則として、支給対象月に支払われた賃金額が60歳到達時の賃金額と比較して（イ）であり、かつ支給限度額未満であること。</li> </ul>
支給額（月額）	<p>原則として、賃金低下率に応じて、①または②の計算式により算定される。</p> <p>① 支給対象月に支払われた賃金額×（ウ）</p> <p>② 支給対象月に支払われた賃金額×厚生労働省令で定める率</p>
支給期間	60歳に達した月から65歳に達する月まで

1. （ア） 5年以上 （イ） 75%未満 （ウ） 15%
2. （ア） 5年以上 （イ） 70%未満 （ウ） 10%
3. （ア） 10年以上 （イ） 70%未満 （ウ） 15%
4. （ア） 10年以上 （イ） 75%未満 （ウ） 10%